

吉田町監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 7 日

吉田町監査委員 藁科 武夫

吉田町監査委員 三輪美由紀

財政的援助団体等監査結果報告書
（別紙のとおり）

財政的援助団体等監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

記

第1 監査の対象

吉田町空港対策協議会及び吉田町国際交流協会の令和5年度に執行された財政的援助等に係る出納その他の事務

第2 監査の着眼点

監査委員による各団体の令和5年度に執行された財政的援助等に係る出納その他の事務の監査は、出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から監査するものである。

第3 監査の実施内容

吉田町空港対策協議会及び吉田町国際交流協会の令和5年度財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 監査の結果

吉田町空港対策協議会及び吉田町国際交流協会の令和5年度財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。

財政的援助団体等監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

記

第1 監査の対象

吉田町体育協会及び吉田町文化協会の令和5年度に執行された財政的援助等に係る出納その他の事務

第2 監査の着眼点

監査委員による各団体の令和5年度に執行された財政的援助等に係る出納その他の事務の監査は、出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から監査するものである。

第3 監査の実施内容

吉田町体育協会及び吉田町文化協会の令和5年度財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査するとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 監査の結果

吉田町体育協会及び吉田町文化協会の令和5年度財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。